

令和7年度の特別労働相談受付日における相談結果について

毎年 11 月を過重労働解消キャンペーン月間としており、その一環として 11 月 1 日（土）に実施した特別労働相談受付日における相談結果を公表します（※1）。

特別労働相談では、合計で 376 件の相談が寄せられました。これらの相談のうち、労働基準関係法令上、問題があると認められる事案については、相談者の希望を確認した上で労働基準監督署に情報提供を行い、監督指導を実施するなど、必要な対応を行っています。

【相談結果の概要】

相談件数 合計 376 件

■主な相談内容（※2）

賃金不払（賃金不払残業除く）	38 件 (10.1%)
休日・休暇	27 件 (7.2%)
解雇・雇止め	22 件 (5.9%)
長時間労働・過重労働	16 件 (4.3%)
賃金不払残業	13 件 (3.5%)
パワハラ	39 件 (10.4%)
他の職場いじめ	15 件 (4.0%)

■相談者の属性

労働者	299 件 (79.5%)
労働者の家族	20 件 (5.3%)
その他（使用者、不明等）	33 件 (8.8%)

■主な事業場の業種

保健衛生業	40 件 (10.6%)
商業	31 件 (8.2%)
他の事業（※3）	33 件 (8.8%)

※1 特別労働相談受付日においては、「過重労働解消相談ダイヤル」及び「労働条件相談ほっとライン」で労働相談を受け付け、次のような対応をしました。

- ・相談者に労働基準法や関係法令の規定、解釈について説明
- ・違法性が疑われる事業場の情報について情報提供として受理
- ・相談内容に応じ、他の行政機関等を紹介

※2 1回で複数の内容にまたがる相談が寄せられた場合には、それぞれの内容ごとに1件として計上。

※3 「他の事業」とは、派遣業、警備業、情報処理サービス業等をいう。

また、過重労働相談受付集中期間（11月1日（土）から11月7日（金）まで（11月2日～3日を除く。））において、12,836件の相談が寄せられました。

【相談事例】

長時間労働

○製造業【労働者】

- ・同僚が退職したことにより業務が集中するようになり、月80時間を超える残業がするようになった。
- ・他部署も多忙で応援してもらえず、業務量の調整ができず長時間労働が解消されない。

長時間労働、賃金不払残業

○保健衛生業【労働者】

- ・時間外労働は労働者からの申請により承認された範囲で行うことになっているが、実際の時間数を申請しにくく、その状況を管理者も黙認している。
- ・実際には毎月50時間程度の時間外労働を行っているが、支払われているのは申請・承認された時間数のみであり、賃金不払残業となっている。

長時間労働、賃金不払残業、休憩、年次有給休暇

○清掃・と畜業【労働者】

- ・回収業務の件数が多いため、1日の労働時間が11~12時間程度と長時間労働になってしまっており、残業代も支払われていない。また休憩時間も1時間取れていない。
- ・風邪などで欠勤しても有休扱いにならず、年5日の年次有給休暇の取得ができるっていない。

長時間労働、賃金不払残業

○教育・研究業【労働者】

- ・繁忙期には36協定で定めた月の上限時間を超えて時間外労働を行っており、長時間労働となっている。
- ・時間外労働時間数の集計が15分単位となっており、時間外手当が不足している。

長時間労働、賃金不払残業

○商業【労働者の知人】

- ・1日の拘束時間は13時間程度と長時間の勤務となっている。
- ・時間外労働の申告は21時以降はできないといっており、残業代も全額は支払われていないようである。
- ・月に1回研修があるが給料に反映されていない。